平成２５年（フ）第６０号
沖縄県沖縄市知花６丁目23番22号　マンション誠302
債務者　平良　真一
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第６１号
沖縄県沖縄市高原７丁目29番３号　アリビオ高原301号室
債務者　具志堅　剛
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１５９６号
埼玉県川口市東川口４丁目18番地10号
破産者　有限会社ハウスリペア
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５９７号
埼玉県川口市差間３丁目３番45号　フィオーレ壱番館102、旧住所埼玉県川口市東川口４丁目４番29―305号　アーバンキャッスル東川口
破産者　柿沼　浩二
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２号
千葉県茂原市木崎281番地１　ヒルハウス108号
破産者　荘司喜久夫
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
千葉県茂原市木崎281番地１　ヒルハウス108号
破産者　荘司　幸子
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
鹿児島県鹿児島市山下町12番17―101号
破産者　株式会社アートウイング
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２３号
川崎市高津区下野毛３丁目２番43号
破産者　有限会社松元工業
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第８０号
新潟県三条市中新18番43号、前住所新潟県三条市北入蔵２丁目21番23号
破産者　井上　富夫
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第６０号
金沢市袋町４番13号
破産者　株式会社あんやと
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１５９号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7148番地
破産者　有限会社志賀プリンスホテル
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７９８号
名古屋市中区千代田１丁目８番21号
破産者　株式会社イマジン
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７９９号
愛知県知多郡南知多町大字大井字山田67番地１、住民票上の住所名古屋市中区千代田１丁目８番21号
破産者　櫻井　長博
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４０号
名古屋市瑞穂区瑞穂通６丁目23番地
破産者　株式会社ノウミ
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１号
三重県四日市市楠町南五味塚751番地２
破産者　橋本　要子
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第４０４７号
大阪市住吉区帝塚山中３丁目５番９号
破産者　株式会社ラ・トォーミ
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２７０号
大阪府寝屋川市河北西町39番５号
破産者　有限会社カタノ・メタル
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０１３号
神戸市中央区磯辺通２丁目２―25、従前の本店所在地兵庫県芦屋市浜町２番11号
破産者　有限会社大原商事
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７号
兵庫県伊丹市荻野５丁目５番地
破産者　有限会社コストプラス
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３７４号
兵庫県尼崎市塚口本町４丁目８番１号、登記記録上の本店所在地札幌市中央区南十六条西12丁目３番15―606号
破産者　有限会社時計台前八屋
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部